JODA

2022年西日本オプティミスト級セーリング選手権大会

標準ペナルティ（SP）方式

『 レース委員会、テクニカル委員会が 審問なしに標準ペナルティーを適用することができる規則 』　帆走指示書／クラス規則違反があった場合には、その日のレース終了後、直ちに違反内容を公式掲示して成績にペナルティを加点する。【RRS44.3(c) 得点のペナルティー参照】 競技者はこの掲示を見て 違反内容等を不服とする場合には抗議の締め切りまたは 救済要求の締め切り時間迄に、救済の要求書を プロテスト委員会に提出することができる。

1．小程度のペナルティ　DNFの得点の 5％ と同等のペナルティ

1.1　SI 18.2 出艇帰着申告違反・・・・その日の最終レースに課す。出艇・帰着ともに申告しなかった場合は**10%**。

1.2　SI 18.1 及び SI 18.3　リタイア報告書の不提出・・・・・リタイアしたレースに課す

1.3　SI　18.4　レース中ではない艇の レース中のエリアに侵入・・・・・該当するレースに課す

1.4　SI　19.1～ 19.4　装備の交換申告違反・・・・・・その日の最終レースに課す

1.5　SI 4.2 健康管理に関する違反・・・・・・・・・・その日の最終レースに課す

2．中程度のペナルティ　フリート艇数 10% と同等のペナルティ（違反があったレースに課す）

2.1　あか汲みが ハルに取り付けられていなかった　(CR 4.3(a))

2.2　パドルが ハルに取り付けられていなかった　(CR 4.3)

2.3　ダガー ボードがハルに取り付けられていなかった　(CR 3.3.4)

2.4　もやいロープが マストステップ／マストスウォートに取り付けられていなかった　(CR 4.3)

2.5　笛が 個人用浮揚用具に取り付けられていなかった　(CR 4.2)

2.6　１本のセールタイ（ガラミ）が ５㎜以上ゆるんでいた　(CR 6.6.3.4)

2.7　２本以上のセールタイ（ガラミ）が ３㎜以上ゆるんでいた　(CR 6.6.3.4)

2.8　セールタイ（ガラミ）１本が 偶然に無くなっていた　(CR 6.6.3.4)

2.9　ブーム張り索とブームとの間隔が100㎜を超えていた　(CR 3.5.3.8)

2.10　セールのバンドが マストの２本のバンド内側から２㎜以内 外れている (CR 3.5.2.7)

3.　重大なペナルティ　フリートの艇数 30% と同等のペナルティ（違反があったレースに課す）

3.1　あか汲み、パドル や もやいロープが艇に積んでいなかった　(CR 4.3)

3.2　笛が無かった　(CR 4.2)

3.3　ハルにマストを付けるための ラニヤード、ロック装置 や他の仕組みがない　(CR 3.5.2.11)

3.4　セールのバンドが マストの２本のバンド内側から ２㎜を超えて 外れている (CR 3.5.2.7)

3.5　２本のセールタイ（ガラミ）が ５㎜以上ゆるんでいた　(CR 6.6.3.4)

3.6　３本以上のセールタイ（ガラミ）が ３㎜以上ゆるんでいた　(CR 6.6.3.4)

3.7　スロート、タック、クリューのハトメの位置で ３㎜以上ゆるんでいた　(CR 6.6.3.4)

3.8　中程度のペナルティが繰り返された

※ 上記以上に重大な違反　レース委員会／テクニカル委員会からの抗議の対象となる。

(a) -- 計測で検査されていない装備品の使用

(b) -- 承認されていない艤装品の使用

(c) -- 重大なクラス規則違反を繰り返えした

※ ※ その他のクラス規則違反についてもレース委員会／テクニカル委員会からの抗議の対象となる。